

Ⅸ. J Aグループの結集軸としての「新たな中央会」の構築

1. 新たな中央会の構築

中央会は、農協法の改正を踏まえ、J Aグループの総合力発揮に向け、J A及び連合会を補完する役割を発揮し、地域・事業の枠を超えて連帯する農業協同組合運動の結集軸として新たな中央会を、J Aグループの総意をもって構築します。

(1) J Aグループの総意により構築する新たな中央会

中央会は、設立以来、会員の期待に応え、J Aグループの総合力発揮に向けJ A及び連合会を補完する役割の発揮に努めてきました。

農協法の改正により、法律上の中央会制度は廃止され、県中央会は連合会（非出資）に組織形態を変更することを踏まえ、地域・事業の枠を超えて連帯する農業協同組合運動を推進する組織としての新たな中央会を構築します。

(2) 新たな中央会の使命・機能

中央会は、J Aグループの結集軸として農業協同組合運動の発展に貢献し、J Aの自己改革を徹底して支援するとともに、農業振興と地域振興に貢献することを使命とします。

中央会は、地域・事業の枠を超えて発揮すべき役割やJ A及び連合会が実施するよりも中央会が実施した方が効果的・効率的な役割を担い、J Aグループを代表する機能等を発揮します。

(3) 中央会の事業

農業協同組合運動の発展に向け、J Aグループの結集軸として、共通の意思を運動方針として取りまとめ、提起していきます。さらに、J A及び連合会等と連携して、上記の機能を発揮するための事業を実施します。

(4) 新たな中央会の組織体制・財政・組織移行

自主性を尊重した運営を基本にしつつ、総合性と専門性を兼ね備えた人材を確保・育成して、常に効率的な体制をめざすとともに、高度化するJ Aの課題に対応します。

中央会の財政基盤は、会員の負担により確保することが必要ですが、会員に対して十分な理解を求めるとともに、事業の検証等を行い会員の期待に応えます。

平成 31 年 9 月末を期限とした組織移行に向け、会員との協議の進め方・検討体制等を織り込み、具体的な検討を進めます。

2. 新たな監査法人への対応

全中では、J A全国監査機構の監査法人への移行にあたっては、関係団体と協議を進めながら、公認会計士法等の下でも、監査機構の持つ機能を最大限活かす監査法人への転換を行うこととしています。本県においても円滑な監査法人への移行に対応していきます。